農地法施行規則の一部を改正する省令

農地法施行規則（昭和二十七年農林省令第七十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後	改正前
（公益性が高いと認められる事業） **第三十七条**　令第四条第一項第二号ホの農林水産省令で定める事業は、次のいずれかに該当するものに関する事業とする。ただし、第一号、第三号、第六号、第七号及び第十二号から第十四号までに該当するものに関する事業にあつては、令第六条又は第十三条に掲げる土地以外の土地を供して行われるものに限る。 一～十三　（略） 十四　地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二十一条第五項第二号に規定する促進区域（農業上の土地利用との調整が調つたものに限る。）内において同法第二十一条の二第一項において読み替えて適用する農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第七条第一項の認定を受けた同項に規定する設備整備計画に従つて行われる同法第三条第二項に規定する再生可能エネルギー発電設備の整備	（公益性が高いと認められる事業） **第三十七条**　令第四条第一項第二号ホの農林水産省令で定める事業は、次のいずれかに該当するものに関する事業とする。ただし、第一号、第三号、第六号、第七号、第十二号及び第十三号に該当するものに関する事業にあつては、令第六条又は第十三条に掲げる土地以外の土地を供して行われるものに限る。 一～十三　（略） （新設）

附　則

この省令は、令和四年四月一日から施行する。

○農林水産省令第三十四号

農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十一条の二十二及び第十一条の二十九並びに水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十五条の七（同法第九十六条第一項及び第百五条第一項において準用する場合を含む。）及び第十五条の十四（同法第九十六条第一項及び第百五条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、農業協同組合法施行規則及び水産業協同組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年四月一日

農林水産大臣　金子原二郎

農業協同組合法施行規則及び水産業協同組合法施行規則の一部を改正する省令

（農業協同組合法施行規則の一部改正）

第一条　農業協同組合法施行規則（平成十七年農林水産省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後	改正前
（個人利用者情報の漏えい等の報告） **第二十一条の六の二**　共済代理店は、その取り扱う個人である利用者に関する情報（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第十六条第三項に規定する個人データに該当するものに限る。第三十条の二の二において同じ。）の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じたときは、当該事態が生じた旨を行政庁に速やかに報告することその他の適切な措置を講じなければならない。 （個人利用者情報の漏えい等の報告） **第三十条の二の二**　法第十条第一項第十号の事業を行う組合は、その取り扱う個人である利用者に関する情報の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じたときは、当該事態が生じた旨を行政庁に速やかに報告することその他の適切な措置を講じなければならない。	（新設） （新設）